

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日
の翌日は、その
翌日)

目次

◇告 示

- 字の区域の新設等(地方課)
- 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)
- 結核予防法による医療機関の指定の辞退(〃)
- 木材業者等の登録(林務課)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 県道の区域の変更(道路課)
- 県道の供用の開始(〃)
- 都市計画事業の認可(二件)(下水道課)
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第七百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域(平成三年五月二十二日現在の地番による。)
河岡字南屋敷	河岡字乱堂の全域
廃止する字の名称	河岡字乱堂

鳥取県告示第七百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎クリニック	鳥取市吉方一―二―三	平成三年十一月十一日
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	〃
医療法人社団大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一―五	〃

鳥取県告示第七百九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
尾崎外科診療所	鳥取市湖山町三六八三	平成三年十一月七日
大谷医院	八頭郡郡家町大字宮谷二二一―五	平成三年十一月六日

鳥取県告示第七百九十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第七〇号	平成三年七月十日	八頭郡家町大字土師百井	森木鶴夫
八木第七一号	〃 七月二十九日	〃 智頭町大字口字波一二六	林 茂幸
八木第七二号	〃 九月二十七日	〃 河原町大字渡一木二四三	中央建設株式会社 代表取締役 西田春政
倉木第六九号	〃 七月十二日	東伯郡赤碕町大字出上一八〇―三	前田広光
米木第五二号	〃 七月三十日	米子市皆生一六六―六	向井保治

二 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第四七号	平成三年六月二十九日	八頭郡智頭町大字智頭二〇四―九	西川二三男

鳥取県告示第八百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市洞谷字坂ノ下七三七の三・字坂ノ下タ五五六次三（以上二筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）、字坂ノ下タ五五六次四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。()

鳥取県告示第八百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年十一月十五日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 東郷羽合線	区 間 東伯郡羽合町大字南谷字大上五七八一―地先から同町大字光吉字南津二〇―地先まで	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 四・六 四二・八	変更後 一八・八 四二・八	三四一・〇 三二七・三

鳥取県告示第八百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年十一月十五日から二週間鳥取県土木部道路課
 において一般の縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 東郷羽合線	区 間 東伯郡羽合町大字南谷字大上五七八一―地先から同町大字光吉字南津二〇―地先まで	供用開始の年月日 平成三年十一月十七日
--------------	---	------------------------

鳥取県告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、
 都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、
 次のとおり告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称
国府町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 国府町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年十一月十五日から平成七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 岩美郡国府町稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目、新町二丁目、奥谷一丁目、奥谷三丁目及び宮下
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 匡 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十八日から平成十三年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 昭和四十七年二月十八日鳥取県告示第百十六号、昭和五十二年四月二十八日鳥取県告示第百五十二号、昭和五十三年六月一日鳥取県告示第百五十四号、昭和五十五年二月十三日鳥取県告示第百五十四号、昭和五十八年九月二日鳥取県告示第七百七十号、昭和六十年六月二十一日鳥取県告示第六百八十九号、昭和六十二年十月六日鳥取県告示第八百十六号及び平成二年六月二十六日鳥取県告示五百八十九号の事業地に鳥取市賀露町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町、岩吉、商栄町、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、南隈及び晩稲を加え、同市安長、秋里、江津、松並町二丁目及び松並町三丁目地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第八百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成三年十一月十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により

告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成三年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市山根六三七番地五 有限会社杉本地所 代表取締役 杉本 功	道路の位置の指定場所 倉吉市上余戸字隈ヶ坪二 二九一、二二九一三及 び二二八一三の一部	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 五・〇九〇五・ 五六 延長 九八・八二
---	--	---

発行 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)